

令和7年度(一部改正)

【助成対象】(1) 不妊治療：体外受精及び顕微授精、人工授精、薬物療法、タイミング療法
(上記の治療に至る一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を含む)
(2) 不育症検査・治療

【対 象 者】(1) 不妊については、不妊治療を受けた夫婦（事実婚も含む）であって、不妊
治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの
(2) 不育については、不育治療を受けた夫婦（事実婚も含む）
(3) 夫又は妻が熱海市の住民基本台帳に記載されている夫婦で、助成金の申請を行う日において
現に1年以上市内に居住しているもの
(4) 市税等を滞納していない夫婦

	不妊治療	不育治療
治療の 範囲	体外受精、顕微授精、人工授精、薬物療法、タイミング療法	【検査】 不育症のリスク因子の検査 絨毛染色体検査 【治療】 低用量アスピリン療法 ヘパリン療法
対象者	治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満	
助 成 金 額	【体外受精、顕微授精】 保険適用内から、他制度の助成額を控除した額の 1/2 以内 (ただし、1回 165,000 円を限度) 【人工授精】 保険適用内の 1/2 以内 (ただし、年度毎30,000円を限度) 【薬物療法・タイミング療法】 保険適用内の 1/2 以内 (ただし、1回 30,000 円を限度)	保険適用外から、他制度の助成額を控除した額の 7/10 以内 (ただし、年度毎 241,500 円を限度)
助成 期間	【体外受精、顕微授精】 初回の治療期間の初日の妻の年齢が、 ・40歳未満：43歳になるまでに通算6回 ・40～43歳未満：43歳になるまでに通算3回 (ただし、助成を受けた後出産した場合（妊娠12週以降に死産に 至った場合を含む）は、改めて初回から助成を受けることができる) 【人工授精】 治療開始月から継続して2年間 【薬物療法・タイミング療法】 治療開始月から継続して2年間 (ただし、申請は年2回まで)	治療開始月から継続して2年間
助成金 の 申 請	不妊治療が終了した日から6月を経過する日 例) 4月1日に治療終了→10月1日まで申請可能	不育治療をした日の属する年度の末日 ※ただし1月から3月までに受けたものの申請については、 治療をした日から起算して90日を経過する日とする。 例) 3月1日～3月15日まで治療→3月1日分は5月29日まで申請可能
必 要 書 類	熱海市不妊治療費等助成金交付要綱	
	(1) 要綱様式第1号(申請書) (2) 要綱様式第2号(証明書) (不育症の場合は要綱様式第3号) (3) 要綱様式第4号(申立書) (※事実婚の場合に限る) (4) 要綱様式第5号(請求書) (5) 市税等の状況を確認する同意書 (6) 申請者と配偶者(またはパートナー)の戸籍謄本もしくは全部事項証明書 (※発行から3月以内を有効とする) (7) 医療機関領収書の原本 (8) 他団体の補助金等の額を証明する書類 (9) 印鑑、通帳またはキャッシュカード	※ (1)～(5)につきましては、用紙 を健康づくり課でご用意しております。 ※ (6)～(9)については、申請の 際にご準備ください。 ※ (8)については、高額療養費や 付加給付等の該当があるか、加入 保険者にご確認ください。
備 考	※ 戸籍謄本もしくは全部事項証明書において、日本国籍を有しない者にあつては、夫婦であることが証明できる公の機関が発行した書類 ※ 高額療養費・付加給付等を利用された方は、金額がわかる書類をお持ちください。	